

改正

平成27年3月26日告示第12号

森町協働まちづくり推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

町長は、町民の積極的な社会参加及び新たな社会貢献に資する活動の創出を促進するため、協働まちづくり推進事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「協働まちづくり推進事業」とは、公益的な事業又は地域の活性化若しくは課題解決を目的に新たに取り組む事業若しくは既存の活動を拡充する事業で、広く町民が参加でき、その成果が町民に還元される自主的なまちづくり事業をいう。
- (2) この要綱において「団体」とは、町内に活動拠点を有し、責任をもって協働まちづくり推進事業を実施することができる団体をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業実施団体の概要（様式第2号）
 - ウ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長が定める期間内において、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 町長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付することがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 1部

変更承認申請書（様式第3号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 補助対象事業経費の領収書の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（様式第5号）

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月26日告示第12号）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の森町協働まちづくり推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

別表（第3関係）

区分	補助の対象	補助率（額）
公共施設管理事業	道路、公園等の公共施設の管理又は美化活動に要する経費。ただし、当該経費が5千円未満の事業に要する経費を除く。	当該事業に要する経費の10分の10以内とし、10万円を限度とする。ただし、町長が認める経費についてはこの限りではない。
地域活性化事業	自然、歴史等地域資源を活かした地域活性化に取り組む活動に要する経費。ただし、当該経費が1万円未満の事業に要する経費を除く。	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、町長が認める経費についてはこの限りではない。
地域活動推進事業	子育て、福祉、防災、防犯、健康づくり、文化教育又は環境問題に関する地域課題に取り組む活動に要する経費。ただし、当該経費が1万円未満の事業に要する経費を除く。	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、町長が認める経費についてはこの限りではない。
その他協働事業	その他協働のまちづくりの推進に関し効果	当該事業に要する経費の2分の

	<p>的であると特に町長が認めた活動に要する経費。ただし、当該経費が1万円未満の事業に要する経費を除く。</p>	<p>1以内とし、10万円を限度とする。ただし、町長が認める経費についてはこの限りではない。</p>
--	--	--

様式第1号（第4関係）

様式第2号（第4関係）

様式第3号（第6関係）

様式第4号（第7関係）

様式第5号（第8、第9関係）